

平成24年7月11日

於・1002会議室（10階）

第982回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 平成23年度電波の利用状況調査の評価について (諮問第24号)	1
(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第25号)	9
(3) 指定較正機関の指定について (諮問第26号)	16
3. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○日本放送協会平成23年度決算の概要について	24
4. 閉 会	32

開 会

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○平成23年度電波の利用状況調査の評価について（諮問第24号）

○前田会長 早速ですが、議事に入りたいと思いますけれども、諮問第24号「平成23年度電波の利用状況調査の評価について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 では、ご説明申し上げます。

手もと、ダブルクリップでとまっております資料、クリップを外していただきますと、幾つか資料が分かれておりますが、一番上に載っております諮問第24号説明資料によりまして、ご説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、調査、公表制度の概要でございます。絵でお示ししておりますように、新しい電波利用システム、技術革新に伴いまして、年々、新たなシステムの提案等がされておりますが、こういったものを導入していくためには周波数の割当計画の変更が必要になりますし、その変更を実施するためには、実際、今、電波の利用状況はどうなっているか、そして、その結果をどう評価するかということを毎年度実証いたしまして、これに基づいて、どのように割当計画を変更していくのかということを示しますアクションプランを策定いたしまして、このアクションプランに基づいて割当計画を変更する、

このようなことで、年々、この見直し作業を実施する、そのベースとなりますのが、本日、ご報告いたします調査・評価でございます。

電波法では、3,000GHz以下の周波数を電波として記述をしておるわけですが、この全部の周波数帯を毎年すべて実施するとなりますと、労力的にも大変でございますので、これまでのところ、3年を周期といたしまして、右側に書いてございますように①から③に分けておりまして、①として3.4GHzを超える帯域、②として770MHzから3.4GHz以下、いわゆる携帯電話などで主として使われるような帯域、そして3番目として770MHz以下、いわゆる放送などにも広く使われる帯域、この3つに分けて、右下の表にお示ししておりますように、3年ごとに、この①、②、③をサイクリックに調査をする。ですから、すべての周波数帯が3年ごとに調査をし、評価をするということで、その利用状況をパブコメも行いながら評価を行って、割当計画の変更反映していくという趣旨で実施しているものでございます。

本件の調査・評価の内容につきましては、一番下にございますように、電波監理審議会に諮問をし、答申をいただいた上で公表するという手続きになってございます。

2枚目でございますけれども、昨年度、平成23年度の調査の概要でございます。目的等は今申し上げたとおりでございますが、(4)調査対象でございます。平成23年度は一番低い770MHz帯以下の周波数でございますので、ここの無線局数が325.3万局ございました。それから、免許人の数につきましては143.8万人でございます。ただ、この免許人、無線局の数につきましては、複数の周波数帯を利用されている方につきましてはダブルカウントという形になりますので、実際には、これよりも少ない数になるということでございます。

調査の方法は(6)にお示ししておりますように、2つの方法を用いており

ます。1つは、総合無線局管理ファイルを用いまして、免許人の数、無線局の数を集計・分析しております。無線局の数が3年前に比べて増えたのか減ったのかということでございます。

②といたしまして、免許人に対しまして、郵送で調査票をお送りして、その回答があったものについて集計・分析をするということで、無線局の使用実態でございますとか、電波の新しい利用技術の導入予定、デジタル化をするのかどうか、いつごろされるのかということについて質問して、取りまとめたものがございます。なお、免許人の数、この周波数帯におきまして、先ほど143万人と申し上げましたが、実際に(6)②の郵送で回答を求めた数につきましては、6,700免許人ということでございます。アマチュア無線でございますとか、簡易無線とか、個人で使われている方については、必ずしも、こういった郵送による調査は実施しておりませんので、実際に、この②の調査は6,700という規模で実施しております。

この調査結果につきましては、5月19日から6月18日にかけて、パブリックコメントを実施したところでございます。

次のページ以降で、その概要について、ご説明を申し上げたいと思いますが、もう一つ別とじになっております分厚いほうの資料を少しごらんいただければと思うんですが、評価結果の抜粋版となっております。

表紙をおめくりいただきますと、目次が裏にございますけれども、第1章から第5章までございます。制度の概要、それから調査の概要というのが1章、2章でございますが、その後、第3章として、各総合通信局ごとの評価結果というのを実際にはつくっております。この部分が、実は合計しますと450ページほどございまして、その分をつけますと大部になりますので、この部分については省略させていただいております。ただ、制度上、これは地方管区ごとにこういった評価をするということにされておりますので、この部分もつくっ

ているということでございます。内容につきましては、先ほどの説明資料のほうで、ご説明申し上げたいと思います。恐縮ですが、先ほどの資料の4ページにお戻りいただければと思います。

調査結果（要約版）ということで、表が幾つか載っております。まず、全体の無線局の数がどうであったかというのが左上の表でございます。全体では3.3%の減となっておりますが、内訳を見てみますと、アマチュア無線の局数の減というのが11.8%、非常に大きく減っておりますので、これが一番きいてくるわけですが、一方で簡易無線の局数が8.7%増えているということで、相殺されて、トータルでは3%強の減にとどまったということでございます。

そのほか、①から⑤で周波数帯ごとに主な増減のあったものをまとめてございます。右上に、一番低いほうの周波数26MHz以下の帯域をまとめてございます。ここで特徴的なのは、下から2つ目と3つ目の航空無線あるいは航空ビーコンの局数が、いずれも3割ないしは4割程度、減になっているということでございます。航空無線の減につきましては、航空会社の子会社の再編ということで無線局の運用の仕方を整理したということ、あるいは航空ビーコンの減につきましては、他の航空無線標識システムに移行したということで減が生じているものでございます。

②の26MHzから50MHzのところにつきましては、青で塗っておりますラジオ・ブイの増加が顕著でございます。ここは関東地方を中心といたしまして、海底に地震計を設置いたしまして、そのデータをラジオ・ブイ経由で収集するという形での設置数が増えましたので、非常に大幅な増となっております。

③の50MHzから222MHz、左下の表につきましても、塗ってあるところでございますが、オーブコムという周回衛星を使います衛星通信用の無線局が、やはり9割程度の増となっております。これは建設機械、特にショベ

ルのようなものを山間に使って、山奥で建設工事をする際に、ショベルカーの位置でございますとか、稼働状況を自動収集する。例えばコマツのような会社がこういったものを使っているということで、これは世界的にも利用が広がっておりますが、この増が顕著でございます。

④といたしまして、222MHzから335.4MHzでございますが、ここは防災無線あるいは消防用無線のデジタル化の移行集約先の周波数でございますので、青で塗っております上の2つの局数が増加しております。他の周波数から移行して、移行先がこちらになっておりますので、ここは増えているということでございます。

最後、⑤の335.4MHzから770MHzにつきましては、陸上・防災、市町村防災が減っておりますけれども、これは先ほどの④のほうに移行しているということの関係で、移行元の周波数ですので減になってございます。それから、デジタルテレビ放送が3割増となっておりますが、これは調査の基準日が3月1日時点となっておりますので、この時点では、デジタル用の放送局の数が1万1,000局、アナログ用が1万4,000局ということで、合計2万5,000局となっているものでございます。ただ、デジタル化が完全に終了した時点では、このアナログの1万4,000局というのがなくなりますので、東北の3県含めてリパックが終われば――失礼しました。もうデジタル移行は終わりましたので、この1万4,000というのは現時点ではなくなっておりますので、一時的に共存している期間に増えていたというものでございます。

1枚お戻りいただきまして、こういった利用局数の増減というものを踏まえまして、評価をまとめましたのが3ページでございます。実際には、先ほどの抜粋版のように本文は詳細でございますので、ポイントをご紹介申し上げます。

まず、周波数再編・移行というところで、3つ書いてございます。1つはアナログテレビジョン放送の完全デジタル化が終了いたしましたので、このデジ

タル化後の空き周波数については、I T S、携帯電話、ラジオマイクなどの新しい無線システムの円滑な導入を図っていくことが適当といたしております。

それから、②の150MHz帯の消防無線、ここについてはデジタル化の移行状況が1割程度、それから、③の防災行政無線につきましても、移行状況は3割程度にとどまっておりますので、この移行をさらに促進していく、あるいはデジタル化を推進していくことが適当といたしております。

中ほどの無線設備のデジタル化・狭帯域化でございますけれども、こちらについても、デジタル方式を導入していくことが望ましいということでそれぞれ記載しておりますが、特に一番下の⑤400MHz帯のタクシー無線につきましては、現在、デジタル化、3割程度にとどまっております。移行期限は28年といたしておりますので、この移行期限を見据えた促進が適当ということでございます。

それから、周波数割当の見直しのところでも3点記載しております。特に②の27MHz帯の簡易無線あるいはFMページャーにつきましては、今回、調査結果としても局数がゼロでございますし、調査結果でも、今後、開設の希望はないということでございますので、周波数分配を削除することが適当といたしております。

それから③280MHz帯のページャー、無線呼び出しにつきましては、需要の減少傾向が落ちついておる一方で、広域のセンサーネットワークとしてのニーズがあるということですので、こういった需要動向を見据えた周波数の確保を検討することが適当ということといたしております。

最後に、非常時の体制整備、東日本大震災の影響ということで、無線局の減あるいは復旧がまだ終わっていないという状況が見られているということで、そういった無線設備の再整備が望まれると書いてございますが、この点につきましては、先ほど省略と申し上げましたが、第3章の東北地方での評価結果の

中で、実際どの程度、例えば船舶局についてどの程度の配局があったのか、あるいは海岸局について、どの程度被害を受けているのか、そういったことについて、記載をさせていただいているところでございます。

それから、5ページ以降には、実際の各周波数帯の使用状況、現在の割当の関係、参考におつけしてございます。

本件につきまして、ご答申をいただければ、私どもとして、この評価結果を公表させていただいて、今後、周波数再編アクションプランの策定に反映をいたしまして、その後、周波数の割当計画の策定につなげていきたいと考えております。

一番最後に、委員限りとして、パブコメ結果を1枚おつけしてございます。本件について、5月19日から1カ月間パブコメをいたしました結果――両面でコピーしているものが分厚い資料の後ろに、委員限りということについているかと存じますが、1名の個人の方とソフトバンクグループの5社の方から、合計5件の意見提出がございました。個人の方からは、アマチュア無線は利用が減っているので、あり方を抜本的に見直すべきだというご意見、それから、ソフトバンクグループからは、さまざまな公共用の利用のものについて周波数を減らす、あるいは電気通信事業者として免許が得られるようにしてほしいといったご意見、さらには、一番最後の5番のところ、280MHzのページャーについて、需要拡大の方向で整理してほしいというご意見がございました。これらについては、アマチュアについては、今後の検討の中で反映していきたいと思っておりますし、⑤番の最後のご意見につきましては、今後、280MHz帯の割当計画等の検討の際に反映をしていきたいと考えております。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 よろしいでしょうか。

○前田会長 はい、どうぞ。お願いします。

○原島代理 今回の周波数帯については、国民にとって非常に関心のある周波数も含まれておりました。特に、今回はまだアナログ停波前だということですが、次回、もしかしたら3年後になるのかもしれませんが、やはりアナログ停波とした後、どのように有効に使われているかというのは非常に大きな関心事だと思いますので、必ずしも3年後まで待つということではなくて、しっかり、その有効利用を図っていただくように、よろしく願いいたします。

○竹内電波政策課長 はい。この利用動向調査につきましては、実は制度導入後10年目になりますので、ことしの10月末を目途に調査方法自身を見直すということにもなっておりますので、重要な事案については、調査頻度を見直すでございますとか、そういったことを含めて、今、副大臣主催の検討の場も設けて議論もしておりますので、そういった際に、ただいまちょうだいしましたご意見も踏まえて、検討していきたいと思っております。

○前田会長 私自身も同じ感想を持ちました。確かに全体が非常に詳細な調査で、その調査に基づいて、一つ一つ評価をしていくというプロセスで出てきた答えですけど、多分、多くの人が知りたがっている、ほんとの空き周波数帯というのは一体どうなのかと。評価の中でも、必ずしも去年の3月1日の状態だけで評価しているわけではなくて、その後のいろんな動きをある程度踏まえて書いているところもあるので、ある意味、新たに空く周波数帯についても検討が必要だとか、そのぐらいはあってもよかったのかなという気はいたしましたね。

ほかはいかがでしょう。

今の意見は、そういうふうになると、何か評価書に書き加えるべきとなりますけど、去年の3月1日時点のベースでの評価だということであれば、今回は

なくていいのかもしれませんが。でも、先ほどのお答えのように、できれば早急に検討していただきたい。この評価の中に書かなくても、事実としてやっていただきたいと、そういうことですね。

○竹内電波政策課長 今回の評価を受けて、その後の状況をしっかり把握して、皆さんに情報が共有できるように対応していきたいと思います。

○前田会長 ほかに。特にありませんか。

特にほかにご質問、ご意見はないようですので、本件、諮問第24号を諮問の通り評価することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 それでは、よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより、事務局から総務大臣あて、提出ください。

○無線設備規則の一部を改正する省令案について（諮問第25号）

○前田会長 それでは次に進みます。

諮問第25号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、巻口衛星移動通信課長から説明をお願いいたします。

○巻口衛星移動通信課長 それでは、諮問第25号と書かれております資料に基づきまして、クリップを外していただきますと、諮問書と省令案が後ろについておりますけれども、冒頭につけております2枚物の説明資料と書かれている資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

本件は、VHF帯の周波数を使用する航空無線電話の狭帯域化のために、無線設備規則の一部を改正する省令案に係るものでございます。

航空無線は、航空機の安全航行を確保するために必要不可欠な通信手段でございます。特にこのうち、VHF帯の航空無線電話につきましては、VHF帯の周波数を用いて、航空機と地上との間及び航空機相互間等を音声により結ぶ重要な通信手段として使用されております。現在、我が国においては、この無線システムに使用する電波のチャンネル間隔が25kHzの割り当てに限定されているところでございます。

一方、近年、格安航空事業者、いわゆるLCCの参入でありますとか、ドクターヘリといったものの導入ニーズの高まりといったような状況に伴いまして、航空無線電話による通信の需要も増加してきておるところでございます。特に小型航空機の安全かつ円滑な運行のために、利用ニーズの高いVHF帯の周波数というのは、割り当て可能な周波数に限りがございますことから、非常に逼迫しているという状況になっております。

このため、既に欧州等において一部導入されているものでございますが、国際民間航空条約第10附属書に規定されているチャンネル間隔を8.33kHzに狭帯域化するシステムを導入し、こうした増大するニーズに対して、周波数の割り当てが可能となるように、さらなる多チャンネル化を図ることが求められているところでございます。

このような状況を受けまして、具体的には、先ほど申し上げました国際民間航空条約第10附属書あるいはアメリカの航空無線技術委員会——RTCAと呼んでおりますけれども——に規定されている技術的条件、それから、欧州においては先行して導入されておりますが、そうした導入実態なども踏まえながら、現行の25kHz幅を8.33kHz幅間隔にするということに伴う、そのシステム化、あるいは今後も共存する形になります25kHzとの既存システムとの供用条件、そうしたものにも考慮しつつ、周波数の許容偏差あるいはスプリアス発射の強度の許容値などの技術的条件について、無線設備規則の一部

改正を行おうというものでございます。

次に、2 ページ目をごらんいただければと思います。ポンチ絵などで追加的にご説明しておりますが、今回の改正によりまして、V H F 帯の航空無線電話のチャンネル間隔を現行の 2 5 k H z 幅から 8 . 3 3 k H z に狭帯化したシステムも利用することができるようにというものでございまして、理論的には、最大 3 倍の周波数割り当てが可能となるものでございます。しかしながら、実際には隣接チャンネル間で干渉しないようにする等の工夫が必要でございますので、こうした条件についても配慮しながら、国際的な基準に規定されている技術的条件等も踏まえまして、下の表にありますような技術基準を改正するというものでございます。実際には、項目数はかなり多岐にわたっておりますので、本日はこのページの下の方にあります項目についてのみ、概要説明をさせていただきますと思います。

まず 1 点目の無線周波数帯ですが、これにつきましては V H F 帯を使うということですので、V H F 帯であることとしております。

それから 2 点目、変調方式でございますが、本件は音声通信のシステムのみを対象としておりますので、国際民間航空条約第 1 0 附属書の規定に照らし合わせまして、振幅変調方式であるということにしております。電波の型式としましては、A 3 E と呼ばれているものとなります。

3 点目の周波数の許容偏差——これは航空局の場合ですけれども——につきましては、 $\pm 0.0001\%$ 、1 p p m になりますけれども、という値に規定するというようにしております。

それから 4 点目の占有周波数帯幅の許容値、これは従来の 2 5 k H z 幅のものについては 6 k H z 以下という形にしているんですけれども、今回の狭帯域化した 8 . 3 3 k H z 幅のシステムにおいては、それよりも若干狭い 5 . 6 k H z 以下という形にしております。これは欧米の規定なども参考にして定めるも

のでございますが、経過措置も設けておりまして、現行、既に一部、外国で導入されているということもありまして、既に導入されている装置がございますので、そのような場合には、6 kHz 以下でも可能という形にしております。

5番目の空中線電力の許容偏差につきましては、上限20%、下限50%としているところで、これは一般的な例に倣っているものでございまして、従来の25キロヘルツ幅のものと変更はございません。

その他の条件としましては、原則として現行の無線設備規則の第45条の12、これは航空機局の技術条件について定めている条文、それから、第45条の15、これは航空局の技術条件について定めておりますが、そちらの規定によることとしておりまして、そこによらないものについてだけ、今回は追加をするというような規定にしております。

簡単なお説明ではありますが、技術条件、主なものは以上でございます。

なお、本日の諮問書対象とはなっておりませんが、本省令以外に、航空機に設置する無線設備の機器の型式検定合格の条件等に関する告示の改正を予定しているところでございます。また、本省令案等につきましては、事前にパブリックコメントを実施させていただきましたが、特段のコメントは寄せられませんでした。

今回ご審議をお願いしている諮問事項については、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 細かいことですが、8.33は8.33なんです。8.3333333ではなくて8.33。ということは、等間隔には並んでいないということですか。

○巻口衛星移動通信課長 基本的に、25を3で割って8.33とすると、8.3333となるんですけれども、省令上の規定は8.33というところで切っ

おります。

○原島代理 周波数の許容偏差とか、いろいろありますから、やっぱり33なんです。

○巻口衛星移動通信課長 そうです、8.33という形。

○原島代理 ということは、上のほうで、ほんのわずかと解釈していいですか。

○巻口衛星移動通信課長 そうです。あと、最大3倍と申しましたが、実際問題としては、どこでも3倍入れられるというものではなくて、やはり2つしか入れられないとか、そういったところも出てきますので、必ずしも3つ並べて、上のところだけ残るといったところでもないかと思うんですけど、省令上は8.33で切ってしまう。

○原島代理 3で切っているということですね。

それともう一つ、これは参考までにお聞きしたいんですけども、振幅変調、ダブルサイドバンドであるというのは、こういう分野では非常に重要なんだなということを再認識したんですが、デジタル化がどんどん進んでいる中で、いろいろな方式が、将来、デジタルに移行すべきものは別として、やはりアナログ、こういう形で現在残っているものは、これと、中波ラジオがありますね。そのぐらいですか。それとも、かなりいろいろなところにアナログはやっぱり残っているし、将来もそうなるだろうという感じですか。

○巻口衛星移動通信課長 確かにこれはまだアナログなんですけれども、アナログはやっぱり大分減ってきておまして、VHFを使ったものでも、データ通信に関してはデジタル化しているとか、そういったものが進んできておますし、その他の無線でも、確かにデジタル化したものが、かなり導入されております。レーダーについても、固定設置化したものが一般化されておりますので、アナログのものは、かなり少なくなっていると思います。ですから、これは中波とこれだけでいいかというのは、どうですか。

○田中課長補佐 短波帯も同じように。

○巻口衛星移動通信課長 ああ、そうですね、短波帯の音声通信もあります。

○原島代理 もちろん、そうですね。

○巻口衛星移動通信課長 それぐらいということですが、やはり将来のデジタル化というのは課題ではあるかとは思いますが、まだ国際的にも、やはり一番使われている使い勝手のよい音声、まさに電話のところでありまして、緊急の場合等にも使われたりするというところで、デジタル化しようというところまで、まだ国際的な議論も進んではいない。まだ当面、当該無線システムについてはアナログが続くかなと思っております。

○竹内電波政策課長 ちょっと補足いたしますと、やはりデジタル化いたしますと、そのクライテリアを超えたときに、どうしても聞こえなくなってしまうという問題点がありまして、人命の安全にかかわるこういった部分については、デジタル化した場合のリスクという部分をやはり考えて、こういった部分については、むしろ、まだアナログのメリットを考えて、議論はしてこられていますが、やはりアナログ、雑音に紛れた中でもきちんと音声が行きわたることの重要性ということで、デジタル化した場合には、そこが完全にノイズになって、ものすごい信号レベルが下がった場合には聞き取れないということになりますので、そういった評価をしながら、現時点では、まだアナログのほうが良いということで残っております。

○原島代理 確かに、防災とかそういうことから考えても非常に重要な要素で、今回の地デジ化でも、海のほうで今まで見えていたのが見えなくなったという声、実は随分聞こえています。海まではそれはなかったということで。でも、ある意味では、そういうところへの情報提供も、これからは重要になってくるのかなという気がします。あとはアナログとデジタルの大きな違いは時間おくれですよ。

○松崎委員 ちょっとずれるかもしれないんだけど……。

○前田会長 はい、どうぞ。お願いします。

○松崎委員 救急車の無線というのは、今どうなっているんでしょうかね。デジタル化なんですか、それとも、やっぱり、このアナログの。ビルで聞こえない、届かないという状況が結構あったらしく、個人的にも救急車の救急救命士の方が、私に「携帯を貸してください」と言って、自分の救急車の無線が届かないから、私の携帯で病院にかけたということがあるんですけども、救急車の状況がどうなっているか知りたいんです。

○竹内電波政策課長 ここは、まさに今、アナログからデジタルに移行しようとしておりますが、特に都市部ですと、今ご指摘のように、いろんなビル影でございまして、反射みたいなものの影響があって、救急車から映像を送ったりして、特に命への影響があるような場合に、デジタルデータを送りながら、病院側で受け入れ態勢もとるようなニーズがある場合には、先ほど言われましたような携帯ですとか、衛星回線経由とか、幾つかの通信手段を持って、切りかえながら、何らかのつながるような形でやれるようなものはできないかということで、研究開発ですとか、現場でのフィールド実験みたいなものも幾つかの自治体ではやられてきておまして、ただ、費用対効果をどう考えるかということで、必ずしもまだ広範な普及ということには至っておりませんが、そういう問題意識のもとで、どの周波数をどう使っていくとどういうふうに使えるかということが、幾つかの現場でやられてきている。そういう中で、デジタル化移行する際の周波数はご用意をして、移行を促しているという状況でございます。

○松崎委員 ぜひ推進していただきたいと思います。ありがとうございます。

○前田会長 あと、航空機は世界中あらゆるところに行くと思うんですけど、そういう意味では、先ほどヨーロッパは既に導入済みということなので、ヨー

ロッパは互換性があるわけですが、その他の地域についても、これで全部、互換性があるということなんですか。

○巻口衛星移動通信課長 はい。基本的な技術基準は、先ほど申し上げた国際民間航空条約で定まっております、それにのっとった形で今回定めておりますし、欧州の規格、それから、米国でも一部、自家用、商用の航空機で導入が任意で可能となっておりますので、そうした技術基準も参考にしながら、そこで、こちらでは使えるけれどもこちらでは使えないというようなことがないように技術基準を定めております。その他の地域では、まだ導入例はないと認識しておりますので、そこも多分、世界基準に合わせて、導入する場合はされてくると思いますので、どこかの地域で使用されることがないということはないような形で、今回は技術基準を定めてございます。

○前田会長 その他のところは、基本的に今までと同じ、そこだけを使えばいいということで、間は使わないということですね。

○巻口衛星移動通信課長 はい。

○前田会長 ほかにありますか。ありませんか。

ご質問、ご意見ないようでございますので、それでは、本諮問第25号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特に異議がないようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより、事務局から総務大臣あて提出してください。

○指定較正機関の指定について（諮問第26号）

○前田会長 それでは、次に進みます。

諮問第26号「指定較正機関の指定について」につきまして、丹代電波環境課長から説明をお願いいたします。

○丹代電波環境課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明させていただきます。資料は3点セットになってございます。最初の2つの資料に基づいて説明させていただきます。

まず、本件でございますが、指定較正機関の指定ということで、アジレント・テクノロジーという会社から、電波法第102条の18第2項の規定に基づいて、指定較正機関の指定について申請がございました。この指定較正機関でございますが、2ページ目を見ていただきたいと思います。右側のほうに図がございまして、各種無線機器については免許等を行うわけですが、これについては登録検査等事業者ということで、私どもの代理を行っていただけるような形で検査を行う。もしくは無線LANをはじめとするような小電力のものについては、登録証明機関によって技適を受けて、無線機として使用するといったような流れになっております。こういった登録検査等事業者もしくは登録証明機関については、各種無線機器を計測して、所用の性能になっているかどうかを確認するわけでございますが、この測定器を較正するために指定較正機関という制度を定めているところでございます。

現在は、私どもの独立行政法人でございますNICTと、それからもう1社、一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター、TELECと呼んでおりますが、こちらが指定を受けているというところでございます。今般、ここに、先ほどのアジレント・テクノロジー社が指定較正機関の指定を受けたく申請があったというものでございます。

1ページに戻らせていただきます。このアジレント・テクノロジー社でございますが、概要のところがございますように先月6月6日に申請をいたしました

た。較正を行おうとする測定器でございますが、周波数計、スペクトル分析器、高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器、周波数標準器を対象とし、8月1日から業務開始を予定しているものでございます。

こちらの申請につきまして、電波法第102条の18第5項に基づいて審査を行いました。その概要については、もう一つの資料、審査結果の概要というA4横のものにまとめましたので、こちらで説明させていただきたいと思っております。

1点目でございますが、職員、設備、それから業務実施の方法等について、適正な業務が行えるようになっているかという項目でございます。これについては、まず、較正を行う較正員については、所定の要件を満たす者ほか、必要な職員が配属されていて、この較正業務を行うのに十分な職員を配置しているものと考えます。

それから、現在でも計量法に基づく較正を実施しており、必要な機器は既に持っているというものでございます。

それから、較正器の保守管理については、社内規定がきちんと整備されています。こういった計画については、ISO/IEC17025、これも校正機関の要件を定めた国際標準でございますが、これに基づいて、適正かつ明確に運用されているということがわかっております。

2点目でございますが、財政的基礎を有するものということで、右側のほうにございますように、流動比率、固定比率はそれぞれ適正であり、経済的には安全性に問題ない。自己資本比率についても適正で、良好な財務体質を構築しております。

それから、この親会社については、米国に本社を置くアジレントグループの日本法人でございますが、資金調達においても、非常に健全な状態ということでございます。

3点目でございますが、較正の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないという
ことで、こちらについては、まず、このアジレント・テクノロジー社につい
ては、役員等において、経歴から、特段、較正の公正な実施に支障を及ぼすお
それのある者はいないというものでございます。それから、構成員についても、
ISO9001を取得している米国のアジレント・テクノロジー社からの管理
を受けておまして、公正な実施に支障を及ぼすおそれはないと考えておりま
す。

それから4点目でございますが、較正が不公正になるおそれがないこととい
うものでございます。これについても、各較正業務の実施方法については、社
内のマニュアルがきちんと整備されている。それから較正についても、ほぼ機
械的に自動化されているということで、値について恣意的な要素は入りづらい
ということで、不公正になるおそれはないものと考えます。

それから5点目でございますが、この指定によって、較正業務の適正かつ確
実な実施を阻害することにならないかということで、まず、予想される較正件
数でございますが、こちらについては、電波法に関する業務を既に実施して
おりますが、その実施している対象者がこの指定較正を受けるであろうという
想定に基づいております。それから、料金についても、現在、同社が行ってい
る計量法に基づく校正の料金とほぼ同じような水準であるということから、本
件の指定によって、ほかの指定較正機関の業務の適正かつ確実な実施を阻害す
ることにはならないと考えます。

それから、6番目でございますが、欠格事由に該当しないということで、電
波法の規定に反するような違法行為といったものを犯した者はいないというこ
とで、欠格事項には該当していないというものでございます。

以上の内容から、本件申請者について、指定較正機関として指定することが
適当であると考えておりますので、今回、こちらに諮問させていただくもので

ございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは本件につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 今回については、測定器メーカーが自分の顧客に対して行う形になるわけですね。

○丹代電波環境課長 はい。当面の対象は、基本といたしまして、そういうものを想定しております。

○原島代理 そのときに、1つには、やはり較正が不公正にならないかというのが一番問題になると思いますが、公正であるということを担保するために、ここではマニュアル化されているということと、J I S に準拠してやっているからという……。

○丹代電波環境課長 はい、そうです。

○原島代理 組織的にはやはり何か、ある意味では同じ会社、部門がそれなりに独立していても同じではあるけれども、むしろ、マニュアル化、J I S 準拠ということで公正を担保していると、そう理解してよろしいですか。

○丹代電波環境課長 はい。まずは品質マネジメントということで、社内の管理自体も I S O 9 0 0 1 を取得しているということと、もう一つ、較正そのものについても、先ほど申し上げた I S O 1 7 0 2 5 という校正の要件を定めている国際規格に準じているということも受けていますので、そちらでも運用は大丈夫だと考えております。

○原島代理 それさえしっかりしていれば、変な情実とか、そういうのは入らないであろうと。

○丹代電波環境課長 というふうに、はい。

○原島代理 ということですね。

それから、たまたま今回は自分の顧客を当面の対象としているということで

すけれども、別にそれに限定して許可を出すということではないわけですね。

○丹代電波環境課長 もちろん対象は……。

○原島代理 あくまで一般的でいいという。

○丹代電波環境課長 はい。先ほどの1枚目の最初の資料にございましたように、登録検査等事業者、それから登録証明機関について、すべてが一応、対象にはなると。

○原島代理 ということですね。ありがとうございます。

○山本委員 今の点、よろしいですか。

○前田会長 どうぞ。

○山本委員 今の点は、組織的な分離等が公正さを確保するために必要ではないかということだと思っておりますが、それはISOの規格の中に書かれていて、それに準拠しているのも大丈夫であろうというご趣旨だと理解してよろしいのでしょうか。

○鈴木電波部長 ここは概要でご説明しましたが、5ページ目、詳細な審査項目でいいますと、役員又は構成員の構成割合及び出資割合を記載した書面は、較正の公正な実施に支障を及ぼすようなおそれのないことを十分に確認できるものであること、又は、法人全体の組織図、人員配置図及び業務云々とありますが、その右側のところの真ん中辺にポツが1つありますが、法人全体の組織図及び人員配置についても、「組織と役割に関する規程」であるとか、「会社の経営・運営意思決定機関と機能」及び「Japan SSU 品質マニュアル SSU-9000」等々、こういったもので、ちゃんと組織と体制と業務の品質を守ることが担保されているということと、その上のISO9001の取得もあります。

○山本委員 直接には、7ページのところにある(イ)の部分ですね。

○丹代電波環境課長 濟いません、7ページのところにもございますように、

I S O 1 7 0 2 5 の中で、「いかなる内部的及び外部的な営業上、財務上又はその他の圧力を受けないことを確実にするための体制をもつ」ことという規定がございますので、今ご指摘の点については、こちらにも規定されている、これに準じているということです。

○山本委員 5 ページと 7 ページのところに書かれている I S O の規格に準拠しているということは、先ほどのご指摘のような要件も当然満たしているということですね。

○丹代電波環境課長 はい、満たしていると。

○前田会長 単純な質問をしていいでしょうか。2 ページ目の参考の図がありまして、私はちょっと誤解しているのかもしれませんが、一番下に、情報通信研究機構から矢印が出ている。全体が四角い枠で囲まれていて、それぞれ、指定較正機関も登録証明機関になり得るということを示しているんですか。

○丹代電波環境課長 はい。登録証明機関はなり得ますが、登録検査等事業者はなれないと規定されております。

○前田会長 登録検査等事業者にはなれない。

○丹代電波環境課長 はい。

○前田会長 いわゆる先ほどおっしゃった技適マークについて、発行することができるということですね。

○丹代電波環境課長 はい。逆に、登録証明機関のほうは、製造する業者との関係で、そこは独立しているというか、公正になるという要件になってございます。

○原島代理 これも参考までにお聞きしたいんですけど、N I C T は周波数原器は持っているけれども、たしか、その他の原器は持っていませんね。

○丹代電波環境課長 はい。

○原島代理 ですから、その他のものについては、また N I C T もどこからか

較正を受けているのですか。

○丹代電波環境課長　そうです。そこの大もとは計量法に基づくものです。

○原島代理　計量法ですね。

○丹代電波環境課長　はい。計量法に基づくものの較正を受けたものとなります。

○原島代理　周波数に関しては、N I C Tはある意味で持っているという。

○丹代電波環境課長　はい、独自に標準を設定しております。

○原島代理　そういうことでいいわけですね。

○丹代電波環境課長　はい。

○前田会長　ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

特にありませんか。

ないようでございますので、本件、諮問第26号につきまして、諮問のとおり指定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　異議がないようでございますので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより、事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたしました。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

報告事項（情報流通行政局関係）

○日本放送協会平成23年度決算の概要について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

「日本放送協会平成23年度決算の概要について」につきまして、佐々木放送政策課長から、説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

日本放送協会平成23年度決算でございますけれども、先月の6月21日に総務省に対して提出のあったものでございます。内容といたしましては、決算の内容といたしまして、2つに分かれておりまして、1つは財務諸表の関係、その後ろ、3ページ目になりますけれども、そちらのほうに業務報告書の概要ということでつけさせていただいております。財務諸表につきましては、今後の取り扱いといたしまして、会計検査院で検査をいたしまして、それを大体、例年秋ごろ、総務省のほうに戻ってくる予定でございます。業務報告書につきましては、これに総務大臣の意見を付して、国会のほうに報告するということになります。財務諸表につきましては、戻ってきたものを国会のほうに提出していくといったような段取りになってまいるものでございます。

具体的な内容でございますけれども、1ページ目、まず、一般勘定でございますけれども、この表の真ん中のところ、平成23年度の決算ということでまとめさせていただいておりますが、事業収入、事業支出、こちらあるとおり、事業収入につきましては予算に比べてプラス70億円、事業支出についてはマイナス113億円ということで、事業収支差金としまして223億円という数字が出ておりまして、予算に比べまして183億円のプラスということになってございます。この要因といたしましては、この下のところがございますとおり、事業収入につきましては、受信契約件数の増加等に伴う受信料収入等の増

加によって、予算に比べて70億円ほど増収しているものでございます。それとあわせて、事業支出につきましては、1つ目のポイントとしまして、契約収納費については、受信料収入確保のための取り組みの強化によりまして、予算に比べまして29億円ほど増えておるんですけども、その一方で、費用的な面に関しまして、地デジへの移行が行われたわけでございますけれども、それが想定よりも円滑に進んだということございまして、受信対策費については予算に比べて81億円少なく済んでおりますし、この地デジ移行の不測の事態に備えて予備費を計上しておったところでございますけれども、結局、支出しなかったということございまして、この分で50億円浮いたというようなことがございました。あわせて、先ほど申し上げましたような事業収支差金が223億円という結果になったものでございます。

繰越金の推移ということで真ん中のところでございますけれども、平成23年度末で1,441億円という数字になっておりますけれども、この金額のうち、583億円を新しい放送センターの建設積立金に繰り入れていくということで、平成24年6月の経営委員会の中で、既にそれが決定されているという状況でございます。

2ページ目でございますけれども、番組アーカイブ業務勘定でございます。番組アーカイブ業務勘定につきましては、NHKオンデマンドの業務の実施について、区分経理をするという制度になっておりまして、その分の勘定でございますけれども、23年度につきましては、事業収支差金につきましては14億円の赤字ということでございますが、これは23年度予算で予定しておりました水準と、ほぼ同じような水準ということでございます。事業収入、事業支出とも予算と比較してみますと、どちらも若干少ない金額となっておりますけれども、収支差金で見ますと、大体、予算並みの数字となっておりますのでございます。

それから、(3)に東日本大震災による影響ということで記載をさせていただいております。事業収入への影響ということにつきましては、こちらでございますとおり、23年度については41億円減収があったということでございまして、これは災害免除が23万件あったということと、あと、解約があったということが影響している数字でございます。

それから、事業支出への影響ということでございますけれども、これは全体で50億円ほど増えているという内容でございます。中身といたしましては、被災地における取材活動の強化などによりまして、ニュース・取材費が36億円増えているというのが影響としては大きいということでございます。それ以外のところにつきましては、東日本大震災プロジェクトあるいは視聴者対応等について費用がかかっているということで、合計で50億円増加したという結果となっております。

続きまして、3ページ目でございますけれども、業務報告書の概要でございます。こちらにつきましては、ポイントになるところを下線で引いております。放送番組の概況の中で、国内放送につきましては、23年度の主な特徴といたしましては、衛星放送を従来3波あったものを2波に再編したということがございます。それからラジオにつきましては、年度途中の9月1日からでございますけれども、らじる★らじるというインターネットを通じてラジオ放送の内容を同時に送信し、インターネットを通じて一般に提供する業務が開始されたということがございます。それから、国際放送につきましては、前年度と同様の内容となっております。

それから、放送番組に関する世論調査及び研究につきましては、平成23年度までの経営計画の中で、NHKは経営目標といたしまして、全体接触率が80%とすることとしておりました。これにつきましては、6月調査で76.6%、11月調査でも76.7%という結果となっております。残念ながら、この目

標には到達しなかったということでございます。

それから、営業及び受信関係業務の概況につきましては、営業、受信料徴収の一層の効率化ということございまして、法人委託の推進等が行われたりとか、あるいは民事的な対応というものを推進したということがございます。支払率といたしましては、前年度末73.6%だったところ、75.2%まで上昇したということございまして、23年度までの3カ年の経営計画の目標である75%を達成できたという内容でございます。それから、震災の関係で、被災者に対する免除を10月まで実施いたしまして、これは合計で8カ月間の免除ということで、過去最長期間の免除ということになります。あと、原発事故の関係では、警戒区域等の設定が継続する場合、解除の翌月まで免除を継続するといったような取り組みが行われております。

それから、視聴者関係業務につきましては、前年同様、NHKふれあいミーティングの開催等が行われているということでございます。

放送設備の建設改修、運用の概況でございますが、アナログ放送局の停波が行われまして、東北3県を除く44の都道府県では7月24日、東北3県につきましては、年度末に停波を行ったというものでございます。

それから、放送技術の研究につきましては、スーパーハイビジョン等、次世代放送メディアの実現に向けた研究あるいは地デジの日本方式の海外普及活動、こういったものへの協力が行われたということでございます。

それから、業務組織の概要及び職員の状況ということでございますけれども、経営委員会の関係では、昨年4月、互選によりまして数土経営委員を経営委員長に選出したということがございます。それから、要員に関しましては、40名を純減ということで、年度末の人員は1万354人ということで、23年度までの経営計画期間中110人純減したということございまして、このときの計画値といたしましては、この3年間で100人程度の純減ということで

ありましたので、これもこの計画値を上回ったということでございます。

それから、子会社等につきましては、適切な管理を行ったとか、あるいは外部監査法人による業務運営状況調査を実施したということでございます。

それ以外の事項といたしまして、平成24年から26年度の3カ年のNHKの経営計画を策定したということがございました。この中で、平成24年10月からの受信料値下げというものが盛り込まれているということが大きな特徴でございます。それから、それ以外にNHK受信料制度等専門調査会の報告書を取りまとめたということもございます。

簡単でございますが、決算等の概要につきまして、以上、ご説明させていただきました。

○前田会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

○松崎委員 ちょっと好奇心までに。

○前田会長 はい。

○松崎委員 この民事訴訟の提起となっている支払督促はどういう感じで、この訴訟は。

○佐々木放送政策課長 支払督促につきましては、不払いの方についてやっております、簡易裁判所の手続きにより支払いを命じられるという仕組みがございます。それに応じていただけない場合には、強制執行の申し立てといったような流れになってまいりますものがございます。

それと、あともう一つ、民事訴訟の提起とございますのは、不払いということではなくて、そもそも契約がまだ行われていない。しかしながら、受信機が設置されているということが明らかであるというようなケースがございます。そういう方については民事訴訟を提起いたしまして、法律の義務でございますので、まずは契約を結んでいただいて、それで支払っていただくように手続き

を進めていくといったようなものでございます。

○松崎委員 提起の段階でとまっているわけですか、実際、訴訟で原告が勝訴して契約に至ったとか、何かそういう結果的な。

○佐々木放送政策課長 結果ですね。

○松崎委員 例えば11件、強制執行の申し立てはあるけど、本当にそのうち何件強制執行して受信料を取り立てたかとか、そういうのがわかればなど。

○佐々木放送政策課長 今ちょっと詳細な資料がないので全部お答えできないんですけども、民事訴訟のうち、5件中4件につきましては和解に至ったと。1件だけ、今なお手続きが進んでいるという状況です。

○松崎委員 和解というのは、やっぱり、契約をしたとかの意味なんですよ。

○佐々木放送政策課長 ええ、そういうことです。

○松崎委員 強制執行というのは、どのくらいの割合で実行されているんでしょうか。

○佐々木放送政策課長 本日は、手元に詳細な資料を持ち合わせておりません。

○松崎委員 じゃあ、またあとでお願いします。ときどき聞かれるんですよ。裁判になっているらしいんだけど、実のところどうなの？みたいに。さあ？とかいうことになるちょっと。

○前田会長 それじゃ、後でお答えいただくことにいたしましょう。

ほかにはいかがでしょうか。

○山本委員 1つよろしいですか。

○前田会長 はい、どうぞ。

○山本委員 最後のところで、衛星放送、3波から2波に再編ということなのですが、予算、決算上、それによって何らかの影響があったんでしょうか。

○佐々木放送政策課長 衛星放送の波の数は3波から2波に減ったわけですが、番組の関係で申しますと、以前はBS1、2で、BS2で、

いわゆる難視聴対策のための放送といったような位置づけがございまして、全体のうちの60%ぐらいが、要は地上波とか、ほかのチャンネルでやっている番組と重複ということになっておりました。したがって、その分、丸ごと浮くというような形にはなりません、予算的に見ますと若干、23年度予算自体はたしか減っていたと思うんですけども、3分の2になるとか、そういう大幅な減というような形にはなっておりません。

○原島代理 BS1、BSプレミアムも2チャンネル同時というのをやっていますよね。BS1も2つの放送を同時にするというのをやっていますよね。

○佐々木放送政策課長 マルチチャンネル。

○原島代理 マルチチャンネル。

○佐々木放送政策課長 はい。

○原島代理 そうするのは、やはり2チャンネル分の費用がかかっていると。

○佐々木放送政策課長 はい、制作的にはそうですね。

○原島代理 したがって、単純に3から2になったというわけではない。

○佐々木放送政策課長 予算ベースで見えますと、衛星放送については、22年度から23年度にかけて、4億円ほど減っております。あまり変わっていないということにはなると思います。

○山本委員 これ、以前かなり議論をしたと思うんですが、今ご指摘のあったような事情であるとする、結果としては、それほど議論する必要もなかったのかもしれないと思いました。

○前田会長 事業支出の受信料収入確保のための取り組み強化で29億円プラスになったというのは、そもそも事業支出の中の国内放送費の、受信対策費ですか、受信じゃないとすると、あ、契約収納費ですか。

○佐々木放送政策課長 契約収納費です。

○前田会長 それが29億というのは、この額そのままですか。

○佐々木放送政策課長 はい、そうですね。

○前田会長 全体として、今年の後半から受信料が8%値下げされるんですけど、つけ？

○佐々木放送政策課長 7%です。

○前田会長 7%でしたっけ。

○佐々木放送政策課長 はい。

○前田会長 そうするとこれ、全体でいうと、25年度からは、年間を通してだと400億ぐらい収入が減るということですよ。

○佐々木放送政策課長 はい、そうなりますね。

○前田会長 そういうことで予算を組むしかないのかもしれないけど、今、平成23年度予算が40億プラスだったのが決算は220億ですね、傾向としては非常にいい方向ではあるけど、通年ではこれから400億円減るっていう、そういうことですよ。

○佐々木放送政策課長 ええ。

○前田会長 25年度以降は支出もかなり減りますね。

○佐々木放送政策課長 はい。平成24年度につきましては、それを前提とした予算を組んでおりまして、国会のほうでも承認をいただいているような形です。

○前田会長 これですね。

○佐々木放送政策課長 はい。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にないようでございますので、どうもご報告ありがとうございます。それでは、情報流通行政局関係は、これで終了させていただきます。

(情報流通行政局職員退室)